

# 釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年(2023年)10月11日(水)10時00分

発表項目	「釧路火力発電所建設事業完了後の事後調査等報告書」の告示・縦覧について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時) 月 日 ( ) 時 分	発表者	
		発表場所	
概要	<p>【ポイント】</p> <p>○ 北海道環境影響評価条例に基づき、株式会社釧路火力発電所から標記報告書が知事宛に送付されたので、本日告示を行うとともに、報告書の縦覧を開始しました。</p>		
	<p>1 報告書について</p> <p>環境アセスメントの最終段階である評価書の手続が終了し、実施された事業における環境保全措置の状況等について事業者が調査を実施し、その結果をとりまとめたもの。 (本事業における評価書の手続は平成29年11月に終了)</p> <p>2 報告書の縦覧について(詳細は別紙を参照ください)</p> <p>(1) 縦覧場所 北海道環境生活部環境保全局環境政策課 北海道各(総合)振興局保健環境部環境生活課 釧路市市民環境部環境保全課 釧路市東部地区コミュニティセンター 釧路町環境生活課</p> <p>(2) 縦覧期間 令和5年(2023年)10月11日(水)～令和5年(2023年)10月30日(月)</p> <p>(3) 意見の提出 道民は、報告書について、環境保全の見地からの意見を事業者に対し提出することができます。</p> <p>① 提出先 〒085-0811 釧路市興津1丁目13番1号 株式会社釧路火力発電所</p> <p>② 提出期限 令和5年(2023年)11月13日(月)当日消印有効</p> <p>※ 縦覧に関する情報については、北海道のウェブサイト(北海道の環境影響評価情報)にも掲載しています。 (<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html</a>)</p>		
参考	<p>&lt;事業の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類 火力発電所の設置の工事</li> <li>規模 出力112,000kW</li> <li>事業実施区域 釧路市</li> <li>工事完了日 令和2年12月3日</li> </ul>		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 (場所)		
	同時レク		
担当(連絡先)	北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 地域環境係長 北 電話：0154-43-9152 (ダイヤルイン) 公用スマホ：080-8286-1473 (内線34139)		



釧路火力発電所建設事業完了後の事後調査等報告書  
縦覧情報

北海道環境影響評価条例に基づき、「釧路火力発電所建設事業完了後の事後調査等報告書」を下記のとおり縦覧します。

1 事業者の名称

株式会社釧路火力発電所（釧路市興津1丁目13番1号）

2 事業の概要

(1) 種類

火力発電所の設置の工事

(2) 規模

出力112,000kW

(3) 所在地

釧路市興津1丁目13番ほか

3 報告書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・北海道環境生活部環境保全局環境政策課
- ・各（総合）振興局保健環境部環境生活課
- ・釧路市市民環境部環境保全課
- ・釧路市東部地区コミュニティセンター
- ・釧路町環境生活課

(2) 縦覧期間

令和5年(2023年)10月11日（水）～ 同年10月30日（月）

※閉庁日又は閉館日を除く

(3) 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 事業者のホームページアドレス

[https://kushiro-ttp.com/news/eikyohyoka\\_jyuran/](https://kushiro-ttp.com/news/eikyohyoka_jyuran/)

4 意見の提出

道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。））は、完了後の事後調査等報告書について、環境保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

(1) 意見提出先

〒085-0811 釧路市興津1丁目13番1号  
株式会社釧路火力発電所

(2) 意見提出期限

令和5年(2023年)11月13日（月）当日消印有効